

料金別納郵便

〒231-0023

横浜市中区山下町 23
日土地山下町ビル 9 階

一般社団法人神奈川県訪問看護ステーション協議会
カスタマーハラスメント対策 ご担当者 様

差出人：一般社団法人カスタマーハラスメント対策協議会
(設立準備中)

運営事務局 弁護士法人香川総合法律事務所
東京都中央区銀座 1 丁目 14 番 10 号
銀座松楠ビル 2 階

TEL 03-6271-0920

Email info@cchc.jp

カスタマーハラスメント対策シンポジウム開催のご案内

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2026 年 10 月 1 日より「改正労働施策総合推進法」が施行され、カスタマーハラスメント（カスハラ）対策は事業主の「雇用管理上の措置義務」となります。対策を怠った場合は行政処分の対象となるほか、企業名等の公表も想定されており、施行まで半年を切った今、企業はもとより業界団体においても体制整備は喫緊の課題です。

しかしながら、「具体的に何から手を付ければよいのか」「業界団体としてどのようなアクションを起こすべきか」と苦慮されている企業・団体が多い現状を鑑み、当協議会では下記のとおりシンポジウムを開催いたします。

シンポジウムにおいては、所管官庁のご担当者様による法改正対応のご解説や、産学の第一人者の皆さまによる実務対応に関する最前線の議論を予定しております。コンプライアンス体制の強化と従業員保護の一助として、ぜひご活用ください。

敬具

日 時 2026 年 4 月 28 日（火）14：00 開場／14：30 開始（17：00 終了予定）

会 場 弁護士会館 2 階講堂（クレオ）

東京都千代田区霞が関 1-1-3

対 象 企業・業界団体等の役員様、人事・総務・コンプライアンス・法務ご担当者様

参加費 無料

内 容 裏面をご参照ください。

申込方法 裏面記載の Web フォームよりお申込ください。

カスタマーハラスメント 対策シンポジウム

～本年10月施行 カスハラ対策義務化への事業者対応～

主催 一般社団法人カスタマーハラスメント対策協議会

2026年10月1日の「改正労働施策総合推進法」施行により、カスタマーハラスメント対策が事業主の「雇用管理上の措置義務」となります。

そこで、カスタマーハラスメントに関する産学官の第一人者にお集まりいただき、10月の法施行で何が変わるのか、施行までに企業が何をすべきかを議論することといたしました。

所管官庁と産業界の当事者が一堂に会し、最前線の課題を正面から議論する貴重な機会となります。皆さまのご参加をお待ちしております。

【開催日時】

2026

4/28 (火)

開場 14:00

開会 14:30 閉会 17:00 (予定)

【会場】

弁護士会館 2階講堂「クレオ」

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 1-1-3

【アクセス】

霞ヶ関駅 B1-b 出口より直結

桜田門駅 5番出口より徒歩 8分

【参加費】 無料

事前申込URL・QR

<https://forms.gle/G4zMR8iuGEypEdHj7>

※申込締切 4月23日(木)・定員先着400名

※定員に達し次第、フォームからのお申し込みはシステム上締切となります。

キャンセル待ちをご希望の方は、以下メールアドレスまで「所属・役職・氏名・メールアドレス・お電話番号」をお知らせください。



お問い合わせ

カスタマーハラスメント対策協議会事務局

【メール】 info@cchc.jp

【H P】 <https://cchc.jp>

来賓挨拶

日下部 英紀氏

[消費者庁 次長]

基調講演

岸田 京子氏

[厚生労働省 雇用環境・均等局

雇用機会均等課 ハラスメント防止対策室長]

改正労働施策総合推進法施行に伴う
企業におけるカスタマーハラスメント
対策について

パネルディスカッション

今回の法改正にも関わった原昌登教授、各界の代表者が現場の課題と実務対応を議論します。

パネリスト

原 昌登氏

[成蹊大学法学部教授]

大下 英和氏

[東京商工会議所理事・事務局長]

天野 泰守氏

[日本菓子BB協会アドバイザー]

安彦 英和氏

[ヤマト運輸株式会社お客様サービスセンター長]

※2026年2月末日時点の役職

コーディネーター

香川 希理

[一般社団法人カスタマーハラスメント
対策協議会代表理事・弁護士]